

# 岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 二 年 四 月 二 十 四 日

## 目 次

### 規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ぎふ木遊館条例の施行期日を定める規則

(恵みの森づくり推進課)

ぎふ木遊館条例施行規則

(同)

### 訓 令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三森林文化アカデミー学長の部の次に次のように加える。

ぎふ木遊館長

一 ぎふ木遊館条例(令和二年岐阜県条例第二十号。以下この項中「条例」という。)及びぎふ木遊館条例施行規則(令和二年岐阜県規則第六十四号。以下この項中「規則」という。)の施行に関する事務

- 1 条例第二条第二項ただし書の規定により入館料の前納の特例を承認すること。
- 2 条例第三条第三項ただし書(条例第三条第五項において準用する場合を含む。)の規定により入館料又は使用料を返還すること。
- 3 条例第二条第四項(条例第三条第五項において準用する場合を含む。)の規定により入館料又は使用料を減免すること。
- 4 条例第三条第一項の規定により駐車場の使用の許可をすること。
- 5 条例第三条第二項の規定により前号の許可に管理上必要な条件を付け

## 規 則

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる(ときは翌日)

令和二年四月二十四日

岐阜県規則第六十二号

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

この規則は、令和二年四月二十八日から施行する。  
ぎふ木遊館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

- 附 則
- 6 条例第四条第一項の規定により駐車場の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずること。
  - 7 条例第四条第四号の規定により駐車場の使用者に対して管理上必要な指示をすること。
  - 8 条例第五条第一項第六号の規定により利用者に遵守事項を指示すること。
  - 9 条例第五条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して行為の中止又は退去を命ずること。
  - 10 条例別表第二備考の規定により無料で駐車する自動車を確認すること。
  - 11 規則第二条第二項の規定により臨時に休館し、又は開館すること。
  - 12 規則第三条第二項の規定により開館時間を変更すること。
  - 13 規則第四条第二項の規定により団体入館券交付申請書の提出を受け、団体入館券を交付すること。
  - 14 規則第五条第二項及び第六条第二項の規定により申請者に通知すること。
  - 15 規則第七条第二項の規定により駐車券を交付すること。

ぎふ木遊館条例の施行期日を定める規則

ぎふ木遊館条例（令和二年岐阜県条例第二十二号）の施行期日は、令和二年四月二十八日とする。

ぎふ木遊館条例施行規則をここに公布する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十四号

ぎふ木遊館条例施行規則

（総則）

第一条 この規則は、ぎふ木遊館条例（令和二年岐阜県条例第二十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第二条 ぎふ木遊館（以下「木遊館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

一 水曜日（当該水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）

第三条に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、当該水曜日後の最初の休日でない日）

二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

（開館時間）

第三条 木遊館の開館時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、入館することができずのは、午前十時から午後四時三十分までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（入館料の納入）

第四条 木遊館に入館しようとする者は、条例第二条第一項の入館料（以下「入館料」という。）を納入して、入館券（別記第一号様式）（一年を通じて利用する場合の入館

料を納入した者にあつては、年間入館券（別記第二号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体（二十人以上に限る。）で入館しようとするときは、その代表者は、あらかじめ、団体入館券交付申請書（別記第三号様式）を知事に提出した上、入館料を納入して、団体入館券（別記第四号様式）の交付を受けなければならない。

（前納の特例）

第五条 条例第二条第二項ただし書の規定により入館料を後納しようとする者は、あらかじめ、入館料後納申請書（別記第五号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、入館料後納承認書（別記第六号様式）により申請者に通知するものとする。

（入館料の減免）

第六条 条例第二条第四項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、知事が特に認める場合を除き、あらかじめ入館料減免申請書（別記第七号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、入館料減免承認書（別記第七号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用の許可の申請等）

第七条 駐車場に自動車を入場させた者は、条例第三条第一項の許可の申請をしたものとみなす。

2 知事は、駐車場に自動車が入場する際に駐車券を交付するものとし、当該駐車券の交付をもって条例第三条第一項の許可とみなす。

（使用料の納入等）

第八条 条例第三条第四項の使用料は、駐車場から自動車を出場させる時に全額納入するものとする。

2 第六条の規定は、条例第三条第五項において準用する条例第二条第四項の規定による使用料の減免について準用する。

（雑則）

第九条 この規則に定めるもののほか、木遊館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月二十八日から施行する。

別記

第 1 号様式その 1 (第 4 条関係)

(表)

(裏)

No. 入 館 券 控 ○ ○ ○ 円
ぎふ木遊館 入 館 券 ○ ○ ○ 円
きりとり無効 No. 入 館 券 ○ ○ ○ 円

1 入館の際は、本券を受付係員に提示してください。 2 本券は、再発行しません。 3 本券は、当日限り有効です。

備考 用紙の大きさ及び表面の図柄は、ぎふ木遊館長が定める。

第 1 号様式その 2 (第 4 条関係)

No. ぎふ木遊館 入 館 券 ○ ○ ○ 円	No. 入 館 券 ○ ○ ○ 円
1 入館の際は、本券を受付係員に提示してください。 2 本券は、再発行しません。 3 本券は、当日限り有効です。	きりとり無効

備考 用紙の大きさ及び表面の図柄は、ぎふ木遊館長が定める。

第2号様式その1 (第4条関係)

(表)

(裏)

No. 年 間 入 館 券 控 ○ ○ ○ 円
ぎふ木遊館  年 間 入 館 券 ( 平 日 に 限 る 。 ) ○ ○ ○ 円
き り と り 無 効 No. 年 間 入 館 券 ○ ○ ○ 円

1 入館の際は、本券を受付係員に 提示してください。 2 本券は、再発行しません。

備考 用紙の大きさ及び表面の図柄は、ぎふ木遊館長が定める。

第2号様式その2 (第4条関係)

No. ぎふ木遊館 年 間 入 館 券 ( 平 日 に 限 る 。 ) ○ ○ ○ 円	No.  年 間 入 館 券 ○ ○ ○ 円
1 入館の際は、本券を受付係員に 提示してください。 2 本券は、再発行しません。	き り と り 無 効

備考 用紙の大きさ及び表面の図柄は、ぎふ木遊館長が定める。

第3号様式 (第4条関係)

## 団 体 入 館 券 交 付 申 請 書

年 月 日

ぎふ木遊館長 様

申請者 所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名  
連 絡 先

ぎふ木遊館の団体入館券の交付を下記のとおり申請します。

## 記

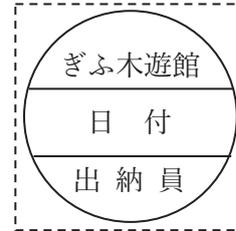
責 任 者 氏 名	
入館者数 (幼児、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を除く。)	人
入 館 の 日 時	
そ の 他 参 考 事 項	

第4号様式 (第4条関係)

団 体 入 館 券

金 額  円

様



区 分	入 館 料 (1人につき)	人 数	金 額
入館者 (幼児、小学校の 児童、中学校及び高等学 校の生徒並びにこれらに 準ずる者を除く。)	円	人	円
そ の 他 参 考 事 項			

- 1 入館の際は、本券を受付係員に提示してください。
- 2 本券は、再発行しません。
- 3 本券は、1回限り有効です。

第5号様式 (第5条関係)

## 入 館 料 後 納 申 請 書

年 月 日

ぎふ木遊館長 様

申請者 所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名  
連 絡 先

入館料の後納をしたいので、下記のとおり申請します。

## 記

後納を必要とする理由	
入 館 す る 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入館しようとする人数	人
納入すべき入館料の額	円
納入することができる 期限	年 月 日
備 考	

第6号様式 (第5条関係)

入 館 料 後 納 承 認 書

年 月 日

様

ぎふ木遊館長 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり承認します。

記

入 館 す る 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入館しようとする人数	人
納入すべき入館料の額	円
納 入 期 限	年 月 日まで
備 考	

第7号様式 (第6条関係)

## 入館料 (使用料) 減免申請 (承認) 書

年 月 日

ぎふ木遊館長 様

申請者 住 所

氏 名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者氏名

連 絡 先

入館料 (使用料) の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

入館 (使用) する日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入館 (使用) しようとする人数	人
( 団 体 の 場 合 ) 責 任 者 氏 名	
減免を受けようとする額	円
減免を受けようとする理由	

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

ぎふ木遊館長 印

注 入館 (使用) しようとするときは、この承認書を受付係員に提示してください。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十三号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二動物愛護センターの表の次に次のように加える。

ぎふ木遊館

事務の種類	所長決裁事項	課長専決事項
一 ぎふ木遊館条例（令和二年岐阜県条例第二号。以下この項中「条例」という。）及びぎふ木遊館条例施行規則（令和二年岐阜県規則第六四号。以下この項中「規則」という。）	1 条例及び規則の施行に関する事務	

の施行事務

附 則

この訓令は、令和二年四月二十八日から施行する。

令和二年四月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社